

## ＜申請に当たっての留意事項＞

### 1. 対象者について

- (1) 大学間交流協定に基づき相手国大学から公式に推薦を受けた者
- (2) (1)の場合のほか、当該大学と交流実績（交流実績には、組織間交流以外の交流も含む）のある外国の大学の学長又は部科長相当以上の者からの公式の推薦を受けた者
- (3) その他、交流のない場合であっても、大学の教育・研究の向上に資する者として当該大学長が推薦する者のいずれかに該当する者とし、これ以外の者は推薦しないこと。
- (4) 過去に国費外国人留学生であった者については、帰国後3年以上の教育・研究等の経験のある者でなければ推薦の対象とはならないので、留意願いたい。

ただし、大学学部を卒業した日本語・日本文化研修留学生、及び日韓共同理工系学部留学生については、3年以内であっても差し支えないが、その旨を推薦調書（別紙様式1）の備考欄に記載すること。

- (5) 他大学との重複申請、「平成18年度大使館推薦」及び（独）日本学生支援機構が実施している「平成18年度短期留学推進制度」との併願は認めないので、推薦に当たっては、当該事項について十分調査するとともに、候補者に事前にその旨を周知徹底させること。

重複申請又は併願が判明した場合、その候補者の推薦を受理しないととも、大学の推薦方法について協議を行い、何らかの問題がある場合は、候補者全ての採用を見送る場合もあるので、推薦にあっては特に注意願いたい。

なお、既に「平成17年度短期留学推進制度」により採用され、引き続き平成18年度に在籍予定の者についても対象とならないので、併せて留意願いたい。

- (6) 平成18年度に私費外国人留学生として本邦大学に在籍予定の者は対象とならない。
- (7) 夫婦の一方が既に国費外国人留学生として採用されている場合及び夫婦が同時に応募することは、今回の募集から差し支えないものとする。

なお、このことに伴い、平成18年度から、既に在籍している国費外国人留学生同士が結婚した場合についても、夫婦のいずれも奨学金の受給を辞退することを要しないこととする。

### 2. 学内選考等について

- (1) 選考は、全学的な選考委員会等を設置し、客観的な選考基準により行うこととし、募集・選考に係る資料を申請書等と併せて送付すること。（募集要項「4(4)提出書類等」を参照のこと）

なお、候補者に対しては、当該大学教員が、可能な限り面接を実施し、面接を行うことができない場合は、インターネット・インタビュー等を実施すること。

- (2) 推薦の際には、候補者が特定国に偏ることのないよう配慮すること（一般枠、特別枠の場合、一国当たり3名を上限とし、推薦者全体に占める割合が50%未満であること。これらの値を超える場合は、その理由を添付すること。ただし、拠点枠の場合は、1拠点大学につき1名しか認めない）なお、対象国は、日本国と国交のある国とする。

### 3. 文部科学省への推薦について

- (1) 申請書類については、各大学で様式準拠のものを作成し、提出しても差し支えない。
- (2) 別紙様式2については、電子データも提出期間内にメールにて提出すること。

ファイル名は、大学番号(6桁)に大学名、一般枠・特別枠・拠点枠の別を付けることとし、メールの件名も例のとおり記入すること。

(例) ファイル名 : 「123456大学推薦〇〇大学(一般)」

メールの件名 : 「123456大学推薦〇〇大学(研究)」

- (3) 申請留学生の氏名(中国人留学生の漢字表記含む)、生年月日、国籍、住所については、査証申請・入国管理手続きの観点から、誤記が無いよう注意願いたい。
- (4) 「募集要項4(4)①及び②」の提出書類を封入した封筒表には、「大学番号(6桁)大学推薦(研究留学生)申請書類在中」と朱書きすること。
- (5) 「募集要項4(4)②」は、個人ごとに角型2号の封筒に入れ、封筒表には、大学名・推薦方式(一般、特別、拠点の別)・推薦順位・氏名・国籍を明記すること。
- (6) 申請書類の提出期間については、平成18年4月3日(月)～7日(金)(当日消印有効)の間とする。

なお、提出期間以外に提出(郵送・持ち込み)のあった申請書は、一切受理しない。

書類提出先：〒100-8959 東京都千代田区丸ノ内2-5-1  
 文部科学省高等教育局学生支援課国費留学生係  
 電子データ提出先：gakushi@mext.go.jp

#### 4. 採用者の決定について

- (1) 採用予定数については、全体で900名程度を予定しているが、予算の状況に応じて変動する場合があるので留意願いたい。

(参考) 平成17年度採用実績

推薦大学数	応募者数	採用者数
130大学	1,111人	911人

- (2) 各大学ごとの採用人数については、各大学における留学生の在籍状況や過去の採用実績等を総合的に勘案し決定することとする。  
 なお、留学生の在籍者数が少なく、過去に採用実績がない大学にあつては、過去の推薦状況等を勘案し、1名を限度として採用する場合がある。
- (3) 結果通知については、平成18年6月末までに文書にて通知する。
- (4) 大学推薦による採用者は、当該大学で教育・研究指導を受けることを条件とするので、他大学への進学・転学は認めていないことを予め候補者に周知願いたい。
- (5) 大学推薦により採用された者の授業料等については、当該大学の負担とする。